



「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」が令和6年9月30日に改訂されました。

●主な改訂点

1.関係法令、条例の遵守

- ・森林法の林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法(砂防法・地すべり等防止法、急傾斜地法)における許可等が必要な場合は、FIT/FIPの認定手続き前に当該許可等を取得し、その許可を受けていることを示す書類を県及び市町へ提出すること。

2.地域住民とのコミュニケーション

- ・説明会又は事前周知を実施した場合は、国に提出している説明会概要報告書の写しを県及び市町へ提出すること。

●ガイドラインの概要

1.説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲

周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア(※1)	住宅用太陽光 (10kW未満)	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧 (50kW未満) ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧 (50kW以上) ※屋根設置を除く
エリア外	事前周知を要件としない	事前周知を要件としない (努力義務として求める)	説明会以外の手法での事前周知を求める	説明会の開催を求める
エリア内				

(※1) ①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護地域を定めている場合にあっては、当該地域を指す。
(尚、出力50kW未満の施設や「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法」(以下、「再エネ特措法」)によらない施設についても、本ガイドラインに従うことが望まれる。)

2.事業概要書の提出

- ・事業計画の早い段階で、事業概要書を、県担当課(三重県 雇用経済部 新産業振興課)及び施設設置を計画している市町担当課(施設が複数市町にまたがる場合、関係する全市町)へ提出すること。

3.関係法令、条例の遵守

- ・必要な措置や手続き等を国、県、市町に確認及び相談し、規定を遵守すること。

4.地域住民とのコミュニケーション

- ・事業者は、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。尚、配慮すべき地域住民の範囲や説明会(※2)開催、戸別訪問など具体的な対応方法を市町に相談すること。

(※2)説明会における説明事項(事業の影響と予防措置)

説明の観点	電源の規模	対象となる地域	説明の観点	電源の規模	対象となる地域
景観への影響	規模を問わない	自然環境・景観の保護を目的として条例で設定された保護地域 地域を問わない	振動	規模を問わない	地域を問わない
斜面への設置			排水の汚れ/濁り		
盛土・切土			反射光		
地盤強度			雑草の繁茂		
排水対策			廃棄等費用の総額等		
法面保護・斜面崩落防止策			太陽光パネルの含有物質等		
防災施設の先行設置			工事時に発生する産業廃棄物・残土		
設備設計			その他の大気環境(大気質)への影響		
施行後の管理の継続性			その他の水環境への影響		
事業終了後の措置			環境アセスメント対象規模(※3)		
騒音		その他の生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全への影響(動物、植物、生態系)			

(※3) 1.施行区域の面積が10ヘクタール以上であるもの

2.特別地域(国立公園、国定公園、三重県立自然公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区、または、三重県自然環境保全地域の区域のうち特別地区。以下同じ。)にあっては、当該地域内における施行区域の面積が5ヘクタール以上であるもの

5.区域の設定

国のガイドラインの考え方をふまえ、関係法令、条例の規定による許可、届出が必要な区域を基本に、設置するのに適当でない区域と設置するのに十分な検討や調整が必要な区域が設定されている。尚、区域指定にかかわらず、地域住民の生活環境に直接影響のある地域では、地域住民の声に十分配慮し、土地の選定、開発計画の策定を行うこと。

6.適正な保守点検・維持管理、事業終了時の廃止届の提出

- ・国への事業計画認定申請時に提出した保守点検、維持管理に関する実施計画に則り適正な保守点検・維持管理を実施すること。
- ・国へ事業の廃止届を行った場合は、速やかに写しを県及び市町に提出すること。